
会員資格等に関する細則

- 最終更新日 (2007/06/07 Thursday 22:35:31 JST)

?会員資格等に関する細則?(1) 正会員研究職にある者、もしくは各界で科学技術に関連して行政・運営・報道・広報等を行う者。(2) 学生会員本会が対象とする領域において、研究活動を行っており、学士号ないしそれに相当する学位を有しかつ学生の身分を有する者。(3) 機関会員本会が対象とする領域における研究・調査活動を行っている諸機関ないしそれに準ずる法人。2. 機関会員は、事務連絡担当者を一名と二名の機関正会員を本会に登録する。3. 事務連絡担当者は本会との事務連絡を担当する。4. 事務連絡担当者は本会の定期刊行物の配布を受ける権利を有する。5. 機関正会員は、本会の定期刊行物の配布を受け、本会が実施する各種事業に参加する権利を有する。6. 機関正会員は、書面によって代理人を定めることができる。代理人は、機関誌への投稿を除いて、本会が実施する各種事業に機関正会員の代理人となることができる。